

# 1 「電力需給ひっ迫準備情報」の発信、並びに「注意報及び警報」の発令の対応

## (1) 発信及び発令に関する具体的な対応

「電力需給ひっ迫準備情報」の発信、並びに「注意報及び警報」が発令された場合、計画停電及び大規模停電を防ぐため、庁内外に対して、無理のない範囲でより一層の節電を要請する必要がある。この発信及び発令に関しては、総務課及び環境生活課が中心となり以下のように対応する。

区分	総務課（庁内向け）	環境生活課（庁外向け）
平常時の対応	・ 必要に応じて電力会社等関連機関と情報共有を行う。 ・ グループウェアや市公式ホームページ等を活用し、日頃からの庁内外の節電、発令が行われたと際の対応について周知。	
発信及び発令時の対応	県エネルギー課、東北電力ネットワークより情報を受け、庁内各所属に、メール等により周知・節電要請を行う。	県エネルギー課、東北電力ネットワークまたは市総務課より情報を受け、秘書広聴課広報グループと連携し、ホームページ・あいべあ等により市民等へ周知・節電要請を行う。

### 庁外向け対応の備考

#### ① ホームページ

・ 常時から発令時の対応すべき内容を「ピックアップ情報」に掲載しておき、発信及び発令時に適宜、更新を行う

#### ② ツイッター等 SNS

・ 発令時には秘書広聴課広報グループにおいて、①の内容を発信

#### ③ あいべあ（メール）

・ 発令時に環境生活課において、①の内容を発信

※ 勤務時間外に発令情報があった場合については可能な場合は在宅で対応

## (2) 各所属の業務における節電について

電力需給のひっ迫の対応としては、少しでも需給改善に貢献するとともに、庁外に対して率先した対応を示すために、まず、市役所自身が普段から率先して節電を行うことが重要である。そのため、平時から業務において以下の取組を行うこと。

### ① 不要な照明の消灯

- ・ 昼休みや始業前には照明を消灯する。
- ・ 業務に支障のない範囲で照明器具を間引きする。
- ・ 時間外勤務を行う場合は、例えば、勤務する者がいるスペースのみ点灯するなど、必要最小限の点灯とし、廊下やトイレの照明は使用する時のみ点灯する。
- ・ 執務室内の打ち合わせスペースは使用時のみ照明を点灯する。

### ② OA機器等の使用電力削減

- ・ 執務中のパソコンの輝度を適切な明るさに調整する。
- ・ 現在電気ポットを使用している課では、電気ケトルへの切り替えも検討する。退庁時には電気ポットの電源を必ず抜く。
- ・ 冷蔵庫の設定を必要最低限にする（例えば「強」を「中」や「弱」にする）。
- ・ 冷蔵庫内にモノを詰めすぎず、扉の開閉は素早く行う。

### ③ O A 機器等の待機電力削減

- ・ F A X 機能のない複合機は時間外に電源を O F F する。
- ・ 待機電力となっている器具の電源プラグをコンセントから抜く。

### ④ ブラインドやカーテンの活用

- ・ ブラインドやカーテンを活用し、太陽熱や外気による執務室内の温度変化を抑制する。

### ⑤ 空調の省エネ稼働の徹底

- ・ 空調の設定温度、冷房時 28℃以上、暖房時 20℃以下を徹底する。

## 2 停電が市民生活に与える主な影響

### (1) 交通・防犯への影響

信号機や街灯が消灯している可能性がある。住居や事業所の各種防犯セキュリティシステムは、作動しない場合がある。

### (2) 火災等への影響

照明の代用品などとして、ろうそく、調理機の代用品としてカセットこんろ、七輪などを使用する場合には火災のリスクがある。また、発電機や七輪の使用において、換気が不十分な場合は一酸化炭素による中毒リスクがある。

### (3) 在宅療養者等への影響

人工呼吸器などの医療機器を使用している場合、停電により停止するおそれがある。また、夏季においては、エアコンが使用不可になることで熱中症のリスクが高まる。

### (4) マンション・ビル等への影響

エレベーターは、停電により閉じ込められる可能性があり、オートロック、機械式駐車場、駐車場開閉ゲートなどは、停電により稼働しなくなる場合がある。

### (5) 飲料水やガスへの影響

ポンプにより配水しているエリアやマンション等で断水したり、電気により着火しているガス機器は使用不可になる。

### (6) 教育機関や保育機関、福祉施設等への影響

厨房施設（冷凍庫・冷蔵庫等）が使用できなくなり、給食の提供や食品の衛生管理に影響が生じるおそれがある。

### (7) 情報収集手段への影響

テレビやパソコンによる情報収集ができなくなるほか、電話回線等において、アクセスが集中し、電話が繋がりにくい状態になるおそれがある。電話による市への問い合わせ等が増加する可能性がある。

### 3 停電が市役所の業務に与える主な影響

- 信号等が停止しているおそれがあり、庁舎からの移動に支障が生じる。
- 停電時に全く電力が使用できない庁舎がある。これらの庁舎の業務については、パソコンの使用等が大きく制限され、例えば、証明書や申込書等の受付・発行、各種相談対応等の業務遂行に大きな支障が生じる。
- いくらかの給電能力を持つ庁舎もあるが、平常時と全く同じように業務を行うことは困難であり。たとえば、照明、エアコン、コピー等は相当な電力を必要とするため、停電中は必要最低限にせざるを得ない。
- 自動ドアやエレベーター・エスカレーターなどが直ちに停止することで、市民や職員に怪我等の恐れがある。
- 断水になる庁舎があり、また、断水にならなくとも、トイレの自動洗浄機能は停止するため、利用停止にせざるを得ないトイレが多い。このため、市民や職員に大きな不便が生じる。

### 4 計画停電に対する具体的な対応

#### (1) 基本的な考え方

停電になった際には、前述のように、市民生活に大きな影響が発生するため、その対応が必要となる一方で、市役所においては、パソコンやネットワーク、プリンタ等の利用に大きな制限がかかる。庁内外において特殊な状況になる中で、必要不可欠な業務を、混乱なく行えるよう予め備えておくことが必要である。

#### (2) 計画停電対応に関する主な所属の役割

総務課など 各庁舎の管理担当課	計画停電の実施に関する庁内の情報発信。非常用発電機などの給電体制の確認、整備、各種案内の掲示等。
情報統計課	情報システムの環境整備。
環境生活課	東北電力ネットワークからの情報収集。庁内外への情報発信。
危機管理課	消防や警察との連絡調整。

### (3) 全庁共通の対応

#### ① 給電体制の整備

庁舎においては非常用発電機などが活用できるものがあり、停電時には速やかに、これらの発電機の稼働及び各執務室へのドラムコードリールなどで供給を行う必要がある。

予め対応しておくべきこと	非常用発電機等及びその燃料、ドラムコードリールの場所の確認、正常に動作するかどうかの確認、また、ドラムコードリールによる供給を行うべき箇所の把握を行っておく（※）。
計画停電時に行うべきこと	速やかに非常用発電機の稼働およびドラムコードリール等による供給を行う。

※ 特に、LAN ルーターへの給電を行わないとネットワーク（IPK、非公開フォルダへのアクセス等）の利用はできないことに注意。

※ 河東支所の V2H や生涯学習総合センターの非常用電予備発電装置などについては、利用できるコンセントが限定されることに注意。

#### ② データの保護

パソコンやルーターへの給電が突然失われた場合、ネットワークから遮断され、入力中のデータが正常に保存できなくなるため、計画停電実施前にデータを保存すること。

予め対応しておくべきこと	こまめなデータ保存についての職員への習慣づけ。
計画停電時に行うべきこと	計画停電が実施される際には、データ保存を呼びかける。万が一、共有フォルダへの保存が出来なくなった場合は、暫定的に、デスクトップに保存する。

#### ③ 計画停電中のパソコン作業の準備

前述のとおり、パソコンやルーターへの給電が突然失われた場合、ネットワークから遮断される。そのため、計画停電中にパソコンにおいて資料作成や確認などの作業を行うためには、予めデスクトップなどに必要なファイルを保存しておく必要がある。

予め対応しておくべきこと	予め、事務に必要なファイルをデスクトップに保存する。
計画停電時に行うべきこと	デスクトップ上のファイルで作業を行う。なお、ネットワーク復旧後は、共有フォルダに戻すこと。

#### ④ 職員間の情報共有・連絡

前述のとおり、電話は停電時も使用できるが、市民等から電話による問い合わせが増加する可能性があることから、電話は、市民等との連絡用にあけておくものとし、庁内の連絡においては、出来る限りあいべあやLOGOチャット等により行う。

予め対応しておくべきこと	各所属において、各自であいべあの登録・スマートフォンへのLOGOチャットのインストール等を推奨し、連絡体制を確認しておくこと。
計画停電時に行うべきこと	計画停電の状況や対応について連絡するとともに、影響・被害状況等の把握などを行う。

※「災害時業務継続計画」においても、電子メールでの送受信が可能となる「あいべあ」で所属ごとのグループ、及び全所属を包含した職員招集グループを作成し、電話が繋がりにくい時にも職員同士が連絡可能となるような体制を構築することとなっています。

#### ⑤ 施設・設備への注意掲示

事故等を防止するため、注意喚起として照明や空調が停止していること、エレベーターやトイレ等が使用不可であることを示す必要がある。

予め対応しておくべきこと	停電時に印刷を行うことは困難であるから、掲示する貼り紙について、印刷し、予め保管場所についても認識を共有しておくこと。
計画停電時に行うべきこと	各庁舎の入り口や、使用不可な設備について、貼り紙等を行うほか、必要に応じて職員が市民に対して案内を行う。

#### ⑥ 所管施設や関係団体への対応

指定管理施設等、関係機関における停電時の対応について把握しておく必要がある。

予め対応しておくべきこと	指定管理施設等、関係機関との間で、計画停電の停電時の対応について協議しておくこと。その際に庁内対応マニュアルを関係機関に共有することも考えられる。
計画停電時に行うべきこと	計画停電の状況や対応について連絡するとともに、影響・被害状況等の把握などを行う。